

大生環第705号  
平成26年12月16日

特定非営利活動法人  
日本美容皮膚研究会理事長 殿

大阪府警察本部生活安全部長



健全営業に向けた各種取組みの推進について（依頼）

初冬の候、貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、警察行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般人から寄せられたエステティックサロンにおける医薬品の違法な流通等の情報をもとに、当府警察及び静岡県警察の合同捜査により、アートメイクと称して女性の顔の一部（眉部等）に針を使用して入れ墨を行う施術行為や未承認医療機器であるレーザー照射器を使用しての入れ墨除去施術等を行っていたエステ店等を、医師法違反、薬事法違反で検挙したところであります。

これらの施術については医行為であり、その危険性に鑑みて、医師しか行えないところ、医師以外の者が行ったとして検挙した店舗の中には、これら違法行為のみを専門に行っていた者のほか、全身美容の一形態としてアートメイク等の違法行為を行っていた店舗も少なからず存在している状況にありました。

また、入れ墨除去施術に用いられていたレーザー機器は、「イースネイザー」、「ピクトリー8」等という名称で流通しており、当該レーザー機器の鑑定等の結果、ネオジミウム・ヤグレーザーと呼ばれるレーザー光線が照射される機器で、日本工業規格「レーザー製品の放射安全基準」では危険度が最高ランクの「クラス4」に該当する機器であること、厚生労働大臣等の承認等を得ることなく流通し、構造が非常に粗悪で安全性が確立されていない機器であることも判明しています。

これらの機器は、使用方法を誤れば、血管障害や火傷、網膜破壊等と言った健康被害が生じる恐れが多分にあり、現に当該レーザー機器を用いた施術を受けた者の中からも、これらの健康被害を多数確認しているところ、安価であることから、国内で少なくとも300台近くが流通している現状にあります。

さらに、これら違法施術のみならず、施術時に使用する「麻酔薬」等の医薬品が、エステ業界内で違法に流通している実態も明らかとなっています。

近年、美容志向の高揚から、エステ店では多種多様な施術が行われているところですが、エステそのものには法的な規制がないことから、違法な施術であってもエステと称して行えば、利用者の多くは適法なものとして誤認して施術を受け、健康被害が発生する恐れがあることも否めない状況にあります。

ついては、貴研究会員の方々に対し、法令を遵守した営業活動の指導はもとより、一般の方々に対しても、前記違法施術に係る危険性等について広報・啓発を行っていただくなど、美容業界における健康被害の防止にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上

（生活環境課指導担当 電話 06-6943-1234 内線 34150）